

一般社団法人札幌市青年音楽協会定款

平成 28 年 5 月 1 日制定

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 事業（第 4 条－第 5 条）
- 第 3 章 社員（第 6 条－第 12 条）
- 第 4 章 役員および職員（第 13 条－第 20 条）
- 第 5 章 総会（第 21 条－第 30 条）
- 第 6 章 理事会（第 31 条－第 35 条）
- 第 7 章 資産および会計（第 36 条－第 47 条）
- 第 8 章 定款の変更、解散および合併（第 48 条－第 51 条）
- 第 9 章 雑則（第 52 条－第 54 条）
- 附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本協会は、一般社団法人札幌市青年音楽協会と称し、SEIONと略称する。

（事務局）

第 2 条 本協会は、主たる事務所を北海道札幌市の事務長の指定する場所に置く。

（目的）

第 3 条 本協会は、青年による継続的音楽活動に関する啓発および子どもの音楽と接する機会の促進ならびに地域社会における音楽に関する諸活動への参画意識の醸成と発展を図り、もって青少年の生涯にわたり音楽を愛好する心情を育み、および音楽文化の振興に寄与することを目的とする。

第 2 章 事業

（事業の種類）

第 4 条 本協会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- ① 学術、文化および芸術の振興に関する事業
- ② 青少年を対象とする社会教育その他青少年の健全育成を目的とする事業
- ③ 教育、スポーツ等を通じて青少年または成人の心身の健全な発達に寄与し、および豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- ④ 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進、およびまちづくりその他の地域社会の健全な発展を目的とする事業
- ⑤ 前各号に掲げる事業を行なう団体の運営または事業に関する連絡、助言または援助に関する事業

（事業の実施および基本計画）

第 5 条 1 本協会は、第 4 条の事業の実現および継続的な実施のための財務または運営上の基盤の確保ならびに当該事業の効率的な展開に係る補完のため、次の事業を行なうも

のとし、その実施にあたっては、運営会議の議決を経て事務長が基本計画を策定する。

① 第4条の事業に係る普及、啓発に関する次の事業

ア 演奏会もしくはコンクールの主催または運営の援助に関する事業

イ 指導者育成、認定試験の実施に関する事業

ウ 専門図書館等の設置その他の情報資産の活用および研究に関する事業

② 職員の研修その他の技術向上に関する業務

③ 前条に定める事業の実施に必要と運営会議が認めたもので次の事業

ア 新聞、広報誌、参考図書その他の図書の編纂および発行に関する業務

イ 楽器、書籍、衣類、光学機器、音響機器および事務機器等の販売その他古物営業

ウ 演奏者および楽器、光学機器その他の音楽会の実施に必要な物品の輸送に関する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業および貴重品運搬警備業務

エ 歌劇場その他の興行場、演奏所、研修所および付帯的な宿泊施設その他の貸館業務、ならびに事業の効果的な実施に必要な範囲において行なう喫茶店その他飲食店の業務

オ 放課後児童健全育成事業その他第二種社会福祉事業

カ 演奏者および指導者に係る有料職業紹介事業および労働者派遣事業その他事業

2 前項第2号から第3号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、収益を生じた場合は、その2分の1を超えて同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 社員

(社員の種別)

第6条 本協会の評議員は、次の3種とし、一般評議員、特別評議員および楽員をもって法律上の社員とする。

① 一般評議員および特別評議員（本協会の目的に賛同して加入した個人および団体）

② 楽員（演奏、演奏の支援またはその指導に関する本協会の部局に属する個人）

③ 賛助楽員（本協会の事業を賛助するために加入した個人および団体）

2 評議員について必要な事項は、運営会議の議決を経て、事務長がこれを定める。

(加入)

第7条 評議員の加入については、特に条件を定めない。

2 評議員として加入しようとする者は、事務長が別に定める加入申込書により事務長に申し込むものとし、事務長は、正当な理由がない限り、加入を認めなければならない。

3 特別評議員の加入申込書は、これを委嘱の承諾書をもって替えることができる。

(加入金および負担金)

第8条 評議員は、評議員会において別に定める加入金および負担金を納めなければならない。

2 加入金および負担金の納入方法、減額または免除の取扱その他の必要な事項は、運営会議の議決を経て事務長が別に定めるものとする。

(社員の資格の喪失)

第9条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

① 脱退伺の提出をしたとき。

- ② 本人が死亡し、または団体においては消滅したとき。
- ③ 除名されたとき。

(脱退)

第10条 評議員は、事務長が別に定める手続きによって脱退届を事務長に提出して、任意に脱退することができる。

(除名)

第11条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その評議員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款その他本協会の定める規程、規則または運営会議の告示に違反したとき。
- ② 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の加入金、負担金その他の抛出金品は、原則として返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 本協会に、その役員として次の代表者を置く。

- ① 理事3名以上9名以内
- ② 監事1名以上3名以内（理事3名の場合は1名）
- 2 理事のうち1名を事務長、2名以上を事務次長とし、各々当該職員を兼ねる。
- 3 監事のうち1名以上を監査とし、その他の者を参与とする。
- 4 前2項の事務長をもって法律上の代表理事とし、同様に事務次長をもって業務執行理事、および監査をもって監事とする。

(選任等)

第14条 理事および監査は、評議員会において選任し、参与は事務長が選任する。

- 2 事務長は、代表者の互選とし、事務次長は、事務長の指名による。
- 3 代表者（清算人を含む。）について、当該代表者と次各号に定める特殊の関係のある者である代表者の合計数の代表者の総数のうちに占める割合は、三分の一以下でなければならない。
 - ① 配偶者
 - ② 3親等以内の親族
 - ③ 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ 使用人
 - ⑤ 前号項に掲げる者以外の者で当該代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - ⑥ 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者または3親等以内の親族
- 4 本協会の職員（職制上職員としての地位のみを有する者に限る。）以外の者で本協会の経営に従事しているものは、代表者とみなして、前二項の規定を適用する。
- 5 他の同一の団体の役員または使用人である者その他これに準ずる密接な関係である代表者の合計数の代表者の総数のうちに占める割合は、三分の一以下でなければならない。

監事についても同様とする。

6 監査は、理事または本協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条1 事務長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 事務次長は、事務長を補佐し、事務長に事故あるときまたは事務長が欠けたときは、事務長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 代表者は、運営会議を構成し、この定款の定めおよび運営会議の議決に基づいて、本協会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② 本協会の財産の状況を監査すること。

③ 前2号の規定による監査の結果、不正の行為または法令もしくは、この定款に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを評議員会に報告すること。

④ 前号の報告をするため必要がある場合、評議員会を招集すること。

⑤ 理事の業務執行の状況または本協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは運営会議の招集を請求すること。

(任期等)

第16条1 代表者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した代表者の任期は、それぞれ前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 代表者は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 代表者のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、評議員会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

② 職務上の義務違反その他、代表者としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条1 理事は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 理事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、事務長が別に定める。

(職員等)

第20条1 本協会に、事務長が別に定める部局を置き、職員を配置する。

2 職員の職制は、部長、部長代理、主幹および掛長とし、事務長が任免する。

3 職員は、その職務等に応じた報酬を受けることができる。ただし、報酬の額、任命の方法および補職その他職員に関して必要な事項は、運営会議の議決を経て、事務長が別

に定める。

4 職員が楽員を兼ねる場合の報酬については、事務長が別に定めるものとする。

第5章 総会

(種別)

第21条 本協会の総会は、評議員会の1種とする。

(構成)

第22条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第23条 評議員会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画および収支予算等財務計画ならびにその変更
- ⑤ 事業報告および収支決算等財務報告
- ⑥ 代表者の選任または解任、職務および報酬に関する事項
- ⑦ 加入金および負担金に関する事項
- ⑧ 借入金等（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他の新たな義務の負担および権利の放棄に関する事項
- ⑨ 組織および運営に関する事項その他の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 評議員会は、毎事業年度1回開催する。

2 前項の外、評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 運営会議が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 評議員の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 評議員会は、第24条第2項第3号の場合を除き、事務長が招集する。

2 事務長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも6日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した正評議員の中から選出する。

(定足数)

第27条 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 評議員会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし、本条は評議員による動議を妨げるものではない。

2 評議員会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 評議員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の評議員を代理人とし表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した評議員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号および第 51 条の適用については、評議員会に出席したものとみなすことができる。

4 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する者は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時および場所

② 正評議員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要および議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 運営会議

(構成)

第 31 条 運営会議は、代表者をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(権能)

第 32 条 運営会議は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

① 評議員会に付議すべき事項

② 評議員会の議決した事項の執行に関する事項

③ その他評議員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

2 代表者が運営会議の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代表者(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の運営会議の決議があったものとみなすことができる。

(開催)

第 33 条 運営会議は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

① 事務長が必要と認めたとき。

② 代表者総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項等を記載した書面をもって

招集の請求があったとき。

③ 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(議長)

第 34 条 運営会議の議長は、事務長がこれに当たる。

(運営会議の準用)

第 35 条 運営会議の開催に必要な事項については、第 25 条から第 30 条までの規定を適宜に読み替えて適用する。

2 前項の規定に関わらず、第 32 条第 2 項の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 評議員会があったものとみなされた事項の内容
- ② 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- ③ 運営会議の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 36 条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 加入金および負担金
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

(資産の区分)

第 37 条 本協会の資産は、これを分けて公益目的事業資産、事務事業資産およびその他の事業に関する資産の 3 種とする。

(資産の管理)

第 38 条 本協会の資産は、事務長が管理し、その方法は、評議員会の議決を経て、事務長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 本協会の会計は、法律および社会通念の原則に従って行なうものとする。

2 第 41 条の他、規定外の事項については、慣習に従って処理するものとする。

(会計の区分)

第 40 条 本協会の会計は、これを分けて公益目的事業会計、事務事業会計およびその他の事業に関する会計の 3 種とする。

(事業計画および予算)

第 41 条 本協会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、事務長が作成し、評議員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由によって予算が成立しないときは、

事務長は、運営会議の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第43条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営会議の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、評議員会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第45条 本協会の事業報告書ならびに収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに事務長が作成し、監事の監査を受け評議員会の議決を経なければならない。

2 決算上において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 剰余金の分配はこれを行なうことができない。

(事業年度)

第46条 本協会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるものの外、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 本協会が定款を変更しようとするときは、評議員会に出席した正評議員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、軽微な事項として取り扱う以下の事項を除いて、評議員会および運営会議の認証を得なければならない。

- ① 主たる事務所および従たる事務所の所在地（行政区の変更を伴わないもの）および部局その他の職務分掌に関する事項
- ② 資産に関する事項
- ③ 公告の方法

(解散)

第49条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 評議員会の決議
- ② 目的に係る事業の成功の不能または完遂
- ③ 正評議員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 会計上の運営不能

2 前項第1号の事由により本協会が解散するときは、正評議員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、運営会議の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本協会が解散（合併または会計上の運営不能による解散を除く。）したときに残存する財産は、次各項のうちから事務長が指定した者に譲渡するものとする。

- ① 札幌市
- ② 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会
- ③ 私立学校法第三条に規定する学校法人

(合併)

第51条 本協会が合併しようとするときは、評議員会において正評議員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、運営会議の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(分掌)

第52条 代表者および第20条に定める部の部長に、事務長の職務を分担して担当させることができる。分掌に必要な事項は事務長が別にこれを定める。

(公告の方法)

第53条 本協会の公告は、次各号による。

- ① 本協会の掲示場に掲示し、または官報に掲載する
- ② 本協会の管理するウェブサイトに掲載する
- ③ 本協会の広報に掲載する

(規則)

第54条 この定款の施行について必要な規則は、特別の定めのあるものを除いては、運営会議の議決を経て、事務長がこれを定める。

附 則

(施行)

1 この定款は、本協会の成立の日から施行する。（平成28年5月5日）

(設立代表者)

2 本協会の設立当初の代表者は、次に掲げる者とする。

- ① 代表理事（事務長） 高 島 義 樹
- ② 理 事（事務次長） 富 田 甫
- ③ 理 事（事務次長） 佐 藤 慶 太
- ⑥ 監 事（監 査） 岡 崎 伸 夫

(事業年度等)

3 本協会の設立当初の代表者の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年4月30日までとする。

4 本協会の設立当初の事業計画および収支予算等は、第44条の規定にかかわらず、設立評議員会の定めるところによるものとする。

5 本協会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年4月30日までとする。

(加入金等)

6 本協会の設立当初の加入時に負担する加入金および年度の始めに負担する負担金は、第8条の規定にかかわらず、次各号に掲げる額とする。

① 加入金 2,400円

② 負担金 3,600円

(本局)

7 本協会の設立当初の主たる事務所の所在地を、北海道札幌市厚別区厚別東二条6丁目1番2号とし、厚別局と称する。

(分局および職務分掌)

8 本協会の設立当初の職務分掌その他部局の設置については次表による。

部局	所在地	連絡先
管財部	厚別局	〒004-0002 北海道札幌市厚別区厚別東二条6丁目1番2号 電話番号 (代表) 011-887-9071 (事務長) 080-5585-0172
事業部		ファックス 011-887-9072
総務部		
東京事務所		電話番号 (事務次長) 080-5582-0172

(経過措置)

9 規則、様式その他の文書の記載、印影において、札幌青年音楽団、北海道青年音楽団、青年音楽団事務局または札幌市青年音楽協会とあるものは、適宜に読み替え、また支障がないと認める範囲で、当分の間について従前どおり使用することができる。ただし、名称の変更のあったことおよび当該時期に関して併記するよう努めるものとする。

★札幌市青年音楽協会

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

〒004-0002 北海道札幌市厚別区厚別東二条6丁目1-2

一般社団法人札幌市青年音楽協会

事務長 高島 義 樹

